

# 地域医療介護総合確保基金による地域のサービス需要の変化に応じた転用等の支援 (介護施設等の集約・再編支援事業)

## 令和 7 年度新設の支援メニュー

- 令和 7 年度予算において、**都市部や中山間地域等**におけるサービス需要の変化に柔軟に対応するため、複数の介護施設等の集約・再編を行う際に必要となる整備費を支援するメニューを創設。

## 介護施設等の集約・再編支援事業

### (対象事業)

都市部又は中山間地域等において、2 以上の介護施設等の集約・再編を行う際に必要となる改築・改修

### (事業例)

- ・ 2 以上の介護施設等を合築又は併設し、同じ種別かつ合築又は併設前の介護施設等の数と同数以下の介護施設等とする場合
  - ➡ 特養とグループホームを合築する場合 等
- ・ 2 以上の介護施設等を統廃合し、統廃合前の介護施設等の種別と全部又は一部が異なる種別の介護施設等を整備する場合
  - ➡ 別々の区域に所在する 2 つの特養を合築する場合 等

### (その他)

- ・ 市町村長又は都道府県知事が介護保険事業（支援）計画の実施に支障が出る場合は対象外
- ・ 事業者は、生産性向上に向けた取組・事業実施後10年間の事業計画・処遇改善加算の取得状況等を記載した申請書の提出が必要

### (対象地域)

#### 都市部等

65 歳以上人口の増加が見込まれる市町村  
要介護高齢者、独居高齢者、認知症高齢者の増加が見込まれる市町村であって、都道府県知事が介護ニーズの増加への対応が必要と認める市町村

#### 中山間地域等

##### 中間地域等

離島振興対策実施地域、奄美群島、豪雪地帯及び特別豪雪地帯、辺地、振興山村、小笠原諸島、半島振興対策実施地域、特定農山村地域、過疎地域、沖縄振興特別措置法に規定する離島、水源地域、厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域に定める地域

## 地域医療介護総合確保基金管理運営要領（抜粋）

集約・再編の対象に中山間・人口減少地域に所在する介護施設等が含まれる場合における集約・再編後の介護施設等の所在地は、都市再生特別措置法第 8 1 条第 1 項に規定する立地適正化計画に記載される同条第 2 項第 2 号に規定する**居住誘導区域**又は同項第 3 号に規定する**都市機能誘導区域**（これによりがたい場合は、本事業の実施に当たり人口減少の中にあっても福祉サービスや生活支援サービスが持続的かつ効果的に確保するため適当であると市町村の長が認める区域とすることができる。）とすることとする。